

令和4年7月10日 参議院議員通常選挙

選挙管理委員会事務局 ☎(082)420-0968

選挙当日の投票終了時刻を 繰り上げます

選挙当日の投票終了時刻を1時間繰り上げ、19時とします。投票の際には開設時間をお間違えないようご注意ください。

投票

投票所入場券（紫色）

入場券は公示日までに届くよう、発送します。参議院議員通常選挙の公示日は、6月22日(水)です。

投票できる人／

- ① 7月10日(日)時点で満18歳以上の
人
- ② 東広島市に3カ月以上住所を有し、登録基準日（6月21日(火)）まで引き続き東広島市に居住している人
- ③ 東広島市に3カ月以上住所を有し、市外に転出後4カ月を経過しない人

※市内に転入して3カ月未満の人は前住所地の市区町村で投票できます。（前住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されている必要があります。）

※6月3日以降に市内転居の届け出をした人は、前住所地の投票所で投票ができます。

期日前投票

何らかの用務のため、投票当日に投票できない人は、期日前投票ができます。あらかじめ入場券裏面の期日前投票宣誓書を記載のうえ、お越しください。

期日前投票所開設期間及び時間

場所	開設期間・時間
市役所本庁、各支所・出張所	6月23日(木)～7月9日(土) 8：30～20：00
フジグラン東広島本館1階 ときめき広場	7月4日(月)～9日(土) 10：00～20：00

不在者投票

不在者投票は、投票日の19時までに投票所に届く必要があります。手続はお早めにお願います。不在者投票のできる期間は期日前投票のできる期間に準じます。

○入院または入所中の入

都道府県選挙管理委員会が不在者投票施設として指定した病院や施設に入院・入所中の人は、その施設で投票ができます。病院や施設の職員に申し出てください。該

当施設は市や県のホームページで確認できます。

○身体の不自由な人（郵便等による投票）

身体障害者手帳または戦傷病者手帳を交付されている人で一定の障害に該当する人、介護保険制度における要介護5の認定を受けている人は郵便等による不在者投票ができます。あらかじめ選挙管理委員会が交付した「郵便等投票証明書」の提示が必要です。

郵便投票ができる人の範囲

	障害名簿	障害等の程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級または2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級
	免疫・肝臓	1級から3級まで
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症から第2項症まで
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症から第3項症まで
	介護保険被保険者証	要介護状態区分が「要介護5」

○市外に滞在中の人（滞在地の選挙管理委員会での投票）

出張などで市外に滞在中の人は

滞在地の選挙管理委員会では不在者投票ができます。

投票用紙の請求方法／①または②による方法があります。

- ① 不在者投票宣誓書兼請求書（選挙管理委員会、各支所・出張所に設置。市ホームページからもダウンロード可）を記入し、選挙管理委員会に郵送または持参（ファックス不可）
- ② 自宅のパソコンなどからオンライン請求（マイナンバーカード・カードリーダーが必要）

※投票用紙などが届いたら、速やかに滞在地の選挙管理委員会へ投票してください。（「開封厳禁」の封筒は、自宅などで開封しないでください。）

選挙公報

新聞折り込みで各世帯に配布するほか、市役所、各支所・出張所・図書館で配布します。

選挙公報の郵送を希望する人は、選挙管理委員会または各支所地域振興課へご連絡ください。

開票

場 東広島運動公園体育館

7月10日(日)の20時15分から投票結果、開票速報、開票結果を市ホームページに掲載します。

志和アグリ図書館を新設します

☎中央図書館 (082) 422-9449
生涯学習課 ☎(082) 420-0979

志和アグリ図書館では、通常時は本の閲覧のみですが、図書館スタッフ出張日には、一般書や児童書も特設するなど、さまざまなサービスを受けることができます。

さまざまなサービスを提供します

場園芸センター内
(志和町別府10247番地)

※8月以降は毎月第2・第4火曜日を貸出日とします。
※詳細な日程は図書館ホームページをご覧ください。

7月12日(火)、26日(火) 10時～13時

7月12日(火)から
本の閲覧／平日9時～16時30分(年末年始除く)
本の貸出等(図書館出張日)／

7月12日、志和町にある園芸センター内に農業分野に特化した「志和アグリ図書館」をオープンします。約1,000冊の本を常設しますので、農業関係で知りたい情報がある人は、ぜひお越しください。

出張日のサービス内容

- ①市立図書館利用カード登録名前、住所を確認できるものがあれば、その場で利用登録ができます。
- ②本の貸出
2週間(次回出張日)まで10冊借りることができます。
予約した本やCD、DVDの受取も可能です。(事前にインターネットなどで志和アグリ図書館での受け取り予約が必要です。)
- ③本の返却
スタッフへお渡しいただくか、返却ボックスへ入れてください。
- ④予約
読みたい本が館内にない場合、予約ができます。
- ⑤レファレンス(しらべもの)
質問・相談に応じて必要な資料や情報の提供をすればものサポートを行います。
- ⑥データベース検索
ルーラル電子図書館(農業系雑誌の閲覧、病害虫の診断から登録農業の情報、栽培・飼育の技術等の検索)が利用できます。

○ルーラル電子図書館説明会
講師／一般社団法人農山漁村文化協会

7月12日(火) 11時
場園芸センター会議室




○食べられるブーケ 農業の楽しさを教える絵本の展示
7月12日(火) 10時～16時30分
場園芸センターロビー



新型コロナワクチン4回目の接種券の申請方法 (18～59歳の人)

☎予約・接種券発行／市コールセンター(土日祝含む8時30分～20時) ☎(0120) 022-894
その他／新型コロナウイルス対策室 ☎(082) 420-0935

申請方法	手順
インターネット	次の二次元コード、または市ホームページから申請画面に進む 
電話	市コールセンターへ「基礎疾患者の接種券の申し込みです。」と伝える
窓口 (※平日のみ)	場所／新型コロナウイルス対策室(市役所本館4階)、各支所・出張所 時間／8:30～17:15

4回目接種の対象は、3回目接種日から5カ月経過した、①60歳以上の人②18～59歳の人のうち基礎疾患のある人などです。

②の人は、3回目の接種日と接種券番号が分かる書類をご用意の上、次のいずれかの方法で接種券をお申し込みください。代理申請も可能です。該当の基礎疾患は、市ホームページまたはコールセンターでご確認ください。

①の人は、接種券を順次発送しますので、申請は不要ですが、市外から転入された人は申請が必要です。詳細は市ホームページに掲載しています。

国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ

☎ 国保年金課 (082) 420-0933

新しい保険証を 7月下旬に送付します

現在の保険証の有効期限は7月31日(日)です。

8月1日(月)以降に医療機関を受診するときは、必ず新しい保険証を使用してください。

新しい保険証は7月下旬に送付します。8月になっても新しい保険証が届かない場合はお問い合わせください。

保険証の有効期限

新しい国民健康保険の保険証は令和5年7月31日が有効期限です。ただし、国民健康保険税に未払いがあると、有効期限が短いことがあります。納付が困難なときはお問い合わせください。後期高齢者医療保険の保険証は、制度改正の関係上、令和4年9月30日が有効期限です(令和4年10月1日以降の保険証は9月下旬に送付予定)。

また、令和4年8月2日から令和5年7月31日の間に70歳または75歳の誕生日を迎える人は、保険証が切替えとなり、有効期限が短いことがあります。新しい保険証は有効期限前に郵送します。

学生で今年度卒業予定の場合や、外国人で令和5年7月31日までに

在留資格が切れる場合も、有効期限が短くなります。有効期限が切れた保険証は使用できません。

国民健康保険	後期高齢者医療制度
	

職場の健康保険などに 加入したとき

職場の健康保険などに加入したときは、国民健康保険の脱退手続きが必要ですが、

新しい保険に加入したことで自動的に脱退するわけではありませんので必ず手続きしてください。

医療費が高額になりそうなとき

医療費が高額になりそうなときは「限度額適用認定証」をご利用ください。事前に医療機関の窓口へ認定証を提示しておくことで、医療費の負担を抑えられる場合があります。

なお、認定証の交付には申請が必要ですが、ただし、70歳以上の人は、認定証が不要となる場合がありますので、あらかじめお問い合わせください。

納税通知書・納入通知書を 7月中旬に送付します

令和3年中の所得を基に算定した保険税・保険料の通知書を7月中旬に送付します。

国民健康保険税は世帯主の人、後期高齢者医療保険料は本人へ送付します。

新型コロナウイルス感染症の 影響に伴う国民健康保険税・ 後期高齢者医療保険料の減免

次表の①または②に該当する人は、申請により保険税・保険料の減免が受けられる場合があります。

減免の対象となる人	申請に必要なもの(例)
① 新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯	死亡の事実や日付が分かる書類(死亡診断書、死体検案書など)、障害や傷病の程度が分かる書類(医師の診断書など)
② 新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の令和4年の事業収入等が、令和3年の当該収入から10分の3以上減少した(減少することが見込まれる)世帯	確定申告書、収支内訳書、売上等の諸帳簿、源泉徴収票、給与明細書、年金支払い証明書、年金の振り込まれる預金通帳など

令和4年度から未就学児にかかると均等割額が減額されます

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児（平成28年4月2日以降に生まれた人）にかかると均等割額の2分の1が減額されます。

また、世帯の総所得金額等に応じて2割・5割・7割の軽減が適用されている場合は、当該軽減後の均等割額の2分の1が減額されます。申請は不要です。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険・後期高齢者医療保険の傷病手当金

次の①～④にすべて該当する人は、申請により傷病手当金を受けることができます。詳細は市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

- ① 東広島市国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者である。
- ② 勤務先から給与の支払いを受けている。
- ③ 令和4年9月30日までに、新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いによる療養のため労務に服することができなかった期間がある。
- ④ 労務に服することができなかった

た期間について、給与の全部又は一部を受けることができなかった。

※申請できるのは、休んだ翌日から起算して2年以内です。時効起算日/休んだ日ごとにその翌日

後期高齢者医療保険料の軽減制度

次の所得等の被保険者は、保険料の一部が軽減されます。詳しくは7月中旬頃に送付する案内をご確認ください。

世帯内の被保険者と世帯主の前年中所得の合計額	均等割額の軽減割合
① 「43万円」 ※ 以下	7割
② 「43万円+28.5万円×被保険者数」 ※ 以下	5割
③ 「43万円+52万円×被保険者数」 ※ 以下	2割

※給与所得者等が2人以上の場合は、次の計算式を追加する「+10万円×(給与所得者等の人数-1)」
給与所得者等とは給与所得又は公的年金等に係る雑所得(控除があれば控除後)が1円以上ある人

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある人は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割に変更となります。そのため、令和4年度の保険証は、すべての人に2回交付します。

- 1回目/7月下旬交付
(有効期限は令和4年9月30日)
- 2回目/9月下旬交付
(有効期限は令和5年7月31日)

ただし、後期高齢者医療保険料に未払いがあると、有効期限が短いことがあります。

令和4年9月30日まで

区分	一般所得者等※	現役並み所得者
窓口負担	1割	3割

令和4年10月1日から

区分	一般所得者等※	一定以上所得のある人	現役並み所得者
窓口負担	1割	2割	3割

※住民税非課税世帯の人は基本的に1割負担となります。

国民健康保険税を口座振替で納付すると抽選ですてきな賞品が当たります

広島県では国民健康保険税の納付方法を、原則、口座振替としています。口座振替促進のため、対象期間内に口座振替を新たに登録した人の中から、抽選ですてきな賞品が当たる県内統一のキャンペーンを実施します。

現在納付書でお支払いをしている人は、この機会にぜひ口座振替への切り替えをお願いします。

キャンペーンの詳細や口座振替の手続きは、令和4年度納税通知書に同封のチラシまたは市ホームページをご覧ください。

対 次の全てを満たす人

- ① 対象期間中に新たに口座振替を登録した人
- ② 保険税を滞納していない人
- ③ 対象期間の末日時点で被保険者の資格がある人

対象期間

令和4年2月2日(水)～令和5年1月31日(火)

申請納付方法を新規で口座振替に登録

国民健康保険

☎(082)420-0933

介護保険被保険者の皆さんへ

☎介護保険課 (082) 420-0937

保険料の納入通知書を7月中旬に送付します

第1号被保険者(65歳以上の人)の今年度の介護保険料の納入通知書を7月中旬に送付します。
納入通知書は、納付方法によって様式が異なります。

徴収方法	納付方法	納入通知書の様式
特別徴収	受給年金から納付	納入通知書
普通徴収	納付書 金融機関またはゆうちょ銀行・郵便局の窓口で納付	納入通知書・8期分の納付書・口座振替依頼書
	口座振替	届出した口座からの振替納付 納入通知書

保険料納入は期限内に

特別な理由なく保険料を納めないと、滞納していた期間に応じて保険給付が制限される場合があります。介護が必要となったときの

ためにも、保険料は納期限内に納めましょう。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことで、介護保険料の減免が受けられる場合があります。

※納期限が令和2年4月1日から令和5年3月31日までの保険料が対象です。ただし、賦課権の期間制限により減免できないことがあります。

【例】世帯の生計を主として維持する人が死亡または重篤な症状を負った第1号被保険者(65歳以上の人)

②世帯の生計を主として維持する人の収入が減少した第1号被保険者(65歳以上の人)

【持】①死亡の事実や日付が分かる書類(死亡診断書や死体検案書など)、障害や傷病の程度が分かる書類(医師の診断書など)

②給与証明書など収入の減少が分かる書類

保険料の算定

一人一人の保険料額は、保険料基準額を基に、本人と世帯の市町

村民税課税状況や本人の課税年金収入金額と合計所得金額に応じて算定されます。

保険料の普通徴収開始

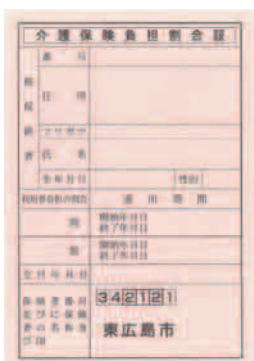
7月から今年度の介護保険料の普通徴収(納付書、口座振替での納付)が始まり、納期は、7月から翌年2月までの8期です。

※納期限が令和2年4月1日から令和5年3月31日までの保険料が対象です。ただし、賦課権の期間制限により減免できないことがあります。

介護保険負担割合証

利用者負担分(1割〜3割)は、要介護(要支援)認定者に交付している「介護保険負担割合証」に記載しています。

現在の負担割合証の有効期限は7月31日(日)です。対象者には7月下旬に新しい負担割合証を送付します(更新手続きは不要です)。



介護保険負担割合証

介護保険負担限度額認定証の更新

要介護(要支援)認定者で所得の低い人が、施設サービスや短期入所サービスを利用した場合に、「介護保険負担限度額認定証」を提示すると、食事や居住費の自己負担額が軽減されます(※)。

現在の認定証の有効期限は7月31日(日)です。6月下旬に更新申請書を送付しますので提出してください。

※本人と配偶者と世帯の課税状況、本人と配偶者の資産状況などにより判定します。同意書の記入と預貯金などの確認のため、通帳の写しの添付が必要です。なお、非課税年金(遺族年金、障害年金など)も所得要件の対象ですので該当する方は当該年金が振り込まれている口座の写しが必要です。

【申】8月31日(水) 介護保険課または各支所・出張所



介護保険負担限度額認定証

フレイル予防アドバイザー育成講座（広島国際大学とのコラボ事業）

問 医療保健課 ☎ (082) 420-0936 ✉ hgh200936@city.higashihiroshima.lg.jp
FAX (082) 422-2416

令和4年フレイル予防アドバイザー育成講座日程
時間はいずれも10時～12時

回	開催日	タイトル
1	8月27日(土)	入学式 フレイルの全体像を 理解する
2	9月10日(土)	フレイル予防と運動
3	9月17日(土)	フレイル予防と認知機能
4	10月1日(土)	フレイル予防のための 地域づくり
5	10月15日(土)	フレイル予防と栄養
		フレイル予防と口腔機能
6	11月12日(土)	フレイル予防と睡眠
		フレイル予防とつながり
7	11月19日(土)	ワークショップ1 (演習)
		ワークショップ2 (演習)
8	12月3日(土)	ワークショップ3 (演習) 修了式

駐車場は次のどちらかをご利用ください。

- ①アクティブ・ウェルネス・センター横
 - ②学生用駐車場
- 詳細な位置はホームページでご確認ください。



フレイルとは加齢とともに
に心身の機能や活力が
低下し、要介護状態の危険性
が高まった状態のことです。
地域でフレイル予防推進に
取り組んでくださるアドバ
イザーとなるための講座を開催
します。

**○フレイル予防アドバイザー
とは？**
フレイルの概念を十分に理
解し、フレイル対策の5本柱
である、「運動」「栄養」「口
腔機能」「睡眠」「社会参加」
について、市民の皆さんに対
し指導ができる市の認定資格

です。
市が実施するフレイル測定
会や地域の通いの場でフレ
イルチェックをする際に、ご協
力をお願いすることがありま
す。

○フレイルチェックとは？
「栄養（食・口腔機能）」「運
動」「社会参加」「睡眠」の面
から測定と質問用紙を用いて
総合的にフレイルの状態を判
定します。

**○フレイル予防アドバイザー
育成講座**
内 地域におけるフレイル予防
の推進について、基礎知識、
各論を学びます。

講師／広島国際大学教員、社
会福祉協議会職員
場 広島国際大学東広島キャン
パス アクティブ・ウェル
ネス・センターほか
対 健康な街づくりに熱意と関
心がある人、フレイル予防
アドバイザー育成講座（全
8回）を受講し、市内で活
動できる人
定 30人程度
締 8月12日(金)
申 電話またはファックス、
メール、窓口（①講座名②
名前（ふりがな）③住所④
電話番号）

フレイル測定会

問 申 医療保健課 ☎ (082) 420-0936

「疲れやすくなった」「歩く
速度が遅くなった」と感じる
人はぜひご参加ください。椅
子から立ち上がった座る動作
で、簡単に筋肉の質や筋肉量
を測定できます。

※元気輝きポイント付与対象
です。

日 8月5日(金) 10時～12時
(所要時間20分程度)

場 市役所2階 市民協働ス
ペース

内 運動機能や体組成を測定し、
作業療法士・管理栄養士・
保健師が測定結果に対して
解説・アドバイスをします。

※着脱しやすい靴下でお越し
ください。

※心臓ペースメーカーを使用
している人は測定ができま
せん。

定 40人
※混雑を避けるため開催日当
日9時45分から、整理券を
配布します。定員に達し次
第、受付を終了します。

